

## 陳情第9号

### 前ヶ崎411地先の変則交差点改良についての陳情書

#### (陳情趣旨)

日頃から流山市民の生命とくらし、安心安全なまちづくりにご尽力いただき、感謝申し上げます。

私たち前ヶ崎自治会では東部地区自治会連合協議会を通し、市長に対して「東部地区の課題解決に向けての要望書」を提出しております。平成28年度の要望の中には前ヶ崎411地先の変則交差点の改良についての要望も出しておりますが、市からの回答は東部地区の道路は事業計画に載っている、名都借跨線橋の改良と東小学校前の道路の拡幅が最優先でこれが解決してから次の事業を進める。用地の取得が必要なので予算はとっていないので現地の路面表示などをまずはやっていく。との回答でした。しかしながら、この地域には霊園をはじめ、セブンイレブンや株式会社木谷工業の大型車の出入りがあることから、大変事故も多くなっており、危険な状態です。さらに流山セントラルパーク駅方面に向かう自転車も増加しているので早急な安全対策が必要です。流山警察署交通課においても、当該交差点の信号設置の必要性は認識されており、市と早めに協議をしたいと確認しています。つきましては次の項目を陳情いたします。

#### (陳情項目)

- 1 安全を最優先に考えると、他の事業計画の完了を待つことなく、当該交差点の安全対策を調査研究を始めていただきたい。
- 2 当該交差点に信号がつけられるように交差点改良工事を視野に入れて早急な安全策対応を計っていただきたい。

平成29年10月31日

陳情者



流山市議会議長 秋間 高義 様

陳情第10号  
一級河川今上落に関する陳情書

(陳情趣旨)

一級河川今上落は、地域住民にとって「こがわ」と呼び親しみ、カワセミが飛来するすばらしい河川であります。

しかし、台風や集中豪雨の際には穏やかな河川が急変し恐怖を感じる事が幾度となくありました。一級河川今上落の法面は、今まで補強整備を行っていないことから水位の増水、減水を繰り返すことで土砂が引っ張られ浸食されつつある状況です。

また、上流域の豪雨により江戸川の水位が高くなると今上樋門が閉鎖され、流山排水機上のポンプが頼みの綱となりますが、元来農業用の排水機上であり都市部の雨水を処理する能力は無いと聞いています。昨今の各地で多発する豪雨を目のあたりにすると、下流部に住む住民としては不安が募ります。

そこで、一級河川今上落に関する以下の3点について陳情させていただきます。

(陳情項目)

- 1 流山排水機場の排水機能を向上させるための前池の拡大について早急に整備すること
- 2 一級河川今上落の河道改修について早急に実施すること
- 3 一級河川今上落の護岸整備について崩壊しないよう早急に整備すること

平成29年11月13日

陳情者



流山市議会議長 秋間 高義 様

## 陳情第11号

### 受動喫煙防止対策についての陳情書

#### (要旨)

受動喫煙防止対策の検討に当っては、国の議論結果をスムーズに導入する事を優先し、その際、飲食業界に十分配慮することを要望します。

#### (説明)

現在、国政において受動喫煙に関し、法制化の議論がなされている事は、我々も承知しており、受動喫煙は防止すべきものであると認識しております。

自治体様におかれましては、国政において議論された受動喫煙防止対策を十分な周知を実施されたうえで、市民の混乱なくスムーズに導入することが最重要と考えております。

その際、千葉県内各市町村が個々に条例制定を実施し、国と異なる基準をつくることは、国の法律と市町村の条例で基準が二重となり市民が混乱することは必至です。この様な二重政策を導入することは避けるべきです。

千葉県においては、「飲食店等における喫煙環境を示す店頭表示」を推進しており、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた受動喫煙防止への取組みを行っております。我々も受動喫煙を防止することに異論を唱えるものではなく、千葉県の取組みや趣旨に賛同し受動喫煙防止への取組みを行っております。

喫煙環境をお客様が入店前に確認できる「店頭表示ステッカーを貼付する取組み」は、現在、飲食業界及び調理師会が率先して行なっており、約2000件でステッカーを貼付しております。

この取組みを進めることが、海外からのたばこを吸うお客様、吸わないお客様に、さまざまな形態を選択できることに繋がり、日本が誇る「おもてなし」になると考えております。我々も一生懸命取組んでおります。過度な規制は、売上にも影響します。飲食業界に配慮した検討をお願い致します。

以上のことから、貴議会におかれましては、千葉県飲食業生活衛生同業組合の実態に即した受動喫煙防止対策にご理解をいただき、よりよい受動喫煙防止対策を行っていただきますよう議長に標記の陳情をいたします。

平成29年11月14日

陳情者

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

流山市議会議長 秋間 高義 様

陳情第12号

流山市における、受動喫煙防止対策に関する陳情書

貴議会におかれましては、市政に日夜ご活躍され大きな成果をあげられていることに深甚な敬意を表すものです。

また、私どもの事業活動に、日頃から格別のご理解とご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

受動喫煙防止対策に関し、以下のとおり要望します。

(陳情趣旨)

受動喫煙防止対策を検討する際は、国政において議論された結果をスムーズに導入して頂き、併せて各事業者の自主的な取組にご理解を頂けますよう要望致します。

(陳情事項)

現在、国政において受動喫煙防止対策に関し、法制化による規制の議論がなされているものと承知しています。我々も受動喫煙は防止すべきであると考えています。

受動喫煙防止対策については、国政での議論結果を市民に丁寧に説明し混乱することなく、スムーズに導入する事が最も重要なことだと考えます。もし、各自治体単位で、個々に異なる基準を検討する様なことが発生すると国と各自治体で基準が二重になり市民が混乱することは避けられません。加えて、自治体毎に異なる基準となると市民の混乱は増すばかりです。

千葉県においては、「飲食店等における喫煙環境を示す店頭表示の向上促進」が行われています。我々はその趣旨、取組みに賛同しております。

また、当組合では、千葉県内各自治体が取組んでいる、駅頭での喫煙所設置や自治体庁舎屋外の喫煙所設置等に協力をさせていただいております。今後も県内自治体からのご要請等に対し協力を惜しまない体制でおります。

このような各事業者の自主的な受動喫煙防止のための取組みに、ご理解、ご支援を頂けますよう切にお願い致します。

以上、陳情致します。

平成29年11月15日

陳情者

[Redacted signature]

[Redacted signature]

流山市議会議長 秋間 高義 様